町県民税。所得税以

申告期間 2月16日(水)~3月15日(火)

還付申告の人/2月3日(木)、4日(金)

年金収入のみの人/2月7日(月)、8日(火)、9日(水)、10日(木)

受付時間 午前9時~11時、午後1時~4時(混雑状況により午前中に受付をしても相談が午後になる場合があります)

相談場所 毛呂山町役場 2階会議室

問合せ 町県民税について/役場税務課町民税課税係 ☎(295)2112内線195·196 **所得税などについて**/申告案内コールセンター(申告案内窓口) ☎(235)9411

町県民税・還付申告の受付日程表◆◆

受 付 日		受	付 地	也 区 な ど
		午前(9時~11時)		午後(1時~4時)
2月 3日(木)	還付申告	給与所得者で、医療費控	。 除または信	・ pounes 主宅借入金等特別控除の対象となるため、所得税の
2月 4日(金)	の人	還付申告をする人		
2月7日から10日の受付地区は、大字(町名)です				
2月 7日(月)		大字岩井・下川原、平山、	岩井東	大字小田谷・苦林、中央
2月 8日(火)		大字大谷木・前久保、南台	É	さいと つびらぬき 大字西戸・葛貫・毛呂本郷
2月 9日(水)	年金収入のみの人	大字旭台・市場、若山		前久保南
2月10日(木)		大字川角・長瀬、岩井西		カップカー こんけんとう しゅくや 大字阿諏訪・大類・権現堂・宿谷・滝ノ入・西大久保・ カッのカモ 箕和田、目白台
	2月16日以降の受付地区は、行政区です			
2月16日(水)	上町、中町、毛呂病院ケアハウス			下町、金塚、埼玉医大福祉棟、ジョイム毛呂山
2月17日(木)	たううん 東雲、小田谷、西裏団地			平山、平山ニュータウン
2月18日(金)				岡本団地、いわい団地、ゆずの木台
2月19日(土)	指定日に来られない人			
2月21日(月)	沢田			大師二区、シャルマンコーポ毛呂山自治会
2月22日(火)	大師一区			長瀬一区、総庭団地
2月23日(水)	長瀬二区、双葉団地			長瀬三区、第六団地、第九団地
2月24日(木)	滝ノ入、杉ノ入団地			阿諏訪
2月25日(金)				高貴 、 日生団地
2月26日(土)	指定日に来られない人			
2月28日(月)	第一団地1区~3区、第四団地			第一団地4A区~5区、第七団地、第十三団地
3月 1日(火)	第二団地1区~3区			第二団地4区~6区、第五団地、西原団地
3月 2日(水)	第三団地			毛呂山台
3月 3日(木)	うのき 角木団 地			学園台、日化団地、旭台団地(北・南)
3月 4日(金)	川角、玉林寺			むさし野自治会、谷端団地
3月 7日(月)	西大久保			旭台、旭台(大)、大類、苦林
3月 8日(火)	下川原			西戸、東原団地
3月 9日(水)	市場、新南台自治会			箕和田、目白台自治会
3月10日(木)				
3月11日(金)	指定日に来られない人			
3月14日(月)				
3月15日(火)	がおなした	- 担合には 一成効はよのたい	カロ生会は	

※インフルエンザが流行した場合には、感染防止のため申告会場を閉鎖することがあります。

次の人は税務署で申告してください。

- 土地、家屋、株式、ゴルフ会員権な どの譲渡所得のある人
- 青色申告の人
- ●平成21年分以前の申告をする人
- 国外に居住する人を扶養している人
- 山林所得のある人
- 上記の人は町会場では申告できません~

申告はできるだけ指定日に

前ページのとおりです。 れます。役場での申告受付は 3月15日火までの期間に行わ 申告受付が、2月16日別から 申告期限間近になりますと 今年も町県民税・所得税の

申告書をご持参ください。 書が届いた場合は、必ずその ※役場または税務署から申告 力をお願いします。 を得ない場合を除き、なるべ く指定日に申告するようご協

平日以外の申告受付日

の申告受付日を設けましたの で、ご利用ください。 昨年に引き続き、平日以外

- ●毛呂山町役場/2月19日出 ・2月26日出
-)川越税務署/2月20日(1) 2月27日(日)

町県民税の申告

申告が必要な人

の人などが該当します。 呂山町に住んでいた人で、 平成23年1月1日現在、 次 毛

商業、工業、農業などの事 家賃・利子・配当などの所 業を営んでいる人や、地代・

> 当所得に関しては申告不要で ※源泉分離課税されている配 税となります。 すが、申告した場合、 得があった人 総合課

- 給与所得者で、 されていない人 給与支払報告書が町に提出 勤務先から
- ださい) 所得のない人(申告書裏面 記載欄」を必ず記入してく の「9所得が無かった人の

大変混み合いますので、やむ

の申告は必要ありません。 ※税務署へ所得税の確定申告 くは、アページをご覧ください。 の人の申告が必要です。詳し る場合は、16歳以上のすべて 書を提出した人は、町県民税 ※国民健康保険に加入してい

所得税の申告

給与所得がある人 申告が必要な人

- 給与を1か所から受けてい 得金額が20万円を超える人 る人で、給与所得以外の所
- 給与を2か所以上から受け の所得合計額が20万円を超 ている人で、退職所得以外
- 平成22年中の給与などの収 入金額が2千万円を超える

②生命保険・地震保険・国民 年金の控除証明書、 康保険などの領収書 国民健

③ 印 鑑

番号のわかるもの

還付申告

泉徴収されている人で、次に 該当すれば還付申告できます 医療費控除 給与や年金から所得税を源

た人は、住民税(所得割)か

ら控除できるようになりまし

所得金額等の5パーセント (10万円が上限) を差し引い 金額を差し引き、さらに総 健康保険などで補てんされた った医療費の合計金額から、 のために、平成22年中に支払 する配偶者やそのほかの親族 本人、または生計を一緒に

事業所得などがある人

だけ税務署をご利用ください 事業所得の申告は、できる

①所得のわかる書類 申告に必要なもの

- 給与所得や年金所得のある 分の源泉徴収票(原本) 人は、原則として平成22年
- 事業をしている人は、収支 整理、計算して収支内訳書 内訳書(事前に帳簿や領収 を作成してください) 書から、売上や必要経費を

④申告者本人名義の預金口座

合、所得税から住宅借入金等 成25年までの間に入居した場 制改正により平成21年から平 特別控除額を引ききれなかっ または増改築などをした人で、 己の居住のために住宅を取得、 に対象になります。なお、税 一定の要件にあてはまる場合

きる経過措置がありますが、 住民税(所得割)から控除で 得税から住宅借入金等特別控 ※平成11年から平成18年まで 除額を引ききれなかった人は、 に入居した場合、国から地方 、の税源移譲にともない、 所

ます。 た残額が、 控除の対象になり

申告に必要なもの

①平成22年分源泉徴収票 (原

②平成22年中の医療費の領収 れた額のわかるもの(事前 書・保険金などで補てんさ に個人・医療機関ごとに医 療費を計算してください)

③印鑑

④申告者本人名義の預金口座 番号のわかるもの

住宅借入金等特別控除 住宅ローンを利用して、 自

や従業員は、町県民税の申告 をしなければなりません。 告書の提出がないと、専従者 日側までに提出していただく 分の給与支払報告書を1月31 住所地の市町村に、平成22年 いる事業主は、従業員などの ことになっています。この報 専従者や従業員を雇用して

は税務署で受け付けます 平成22年中に土地・建物 譲渡所得・山林所得の申告

で申告をしてください りません。この申告は、税務 また、青色申告の人は税務署 署で行いますので、日程にし 山林・株式などを譲渡や交換 たがって申告をしてください した人は申告をしなければな

年末調整を済ませた給与所得 なりました。 者は、住民税の申告が不要に

雑損控除

けた場合に対象になります。 寄附金税額控除 国や地方公共団体などに5 火災や盗難などで損害を受

に対象になります。 千円を超える寄附をした場合

の提出

をお忘れなく 『給与支払報告書